

184 諮詢第四号学校における教練の振作に関する件文政審議

会へ諮詢

〔大正十三年十二月〕

文甲第五二号 起 案 十三年十二月十日 裁可 年 月 日 施行 (注記1)
 決定 年 月 日 行 年 月 日

(注記2)

内閣總理大臣

花押 (加藤)

内閣書記官長

花押 (江本)

内閣書記官

(下條)

(注記3)

学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル施設別紙ノ通文政審議會ヘ諮詢相成然ルヘシ

諮詢第四号

学校ニ於ケル教練ヲ振作セムカ為中等程度以上ノ学校ニ現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ之カ教授ニ当ラシメム

トス

右ニ関スル意見ヲ求ム

説明

学校ニ於ケル教練ヲ振作シ以テ大ニ学生生徒ノ体育ヲ促進シ且其ノ德育ヲ裨補シ併セテ国防能力ノ増進ヲ圖(加藤)ハ我カ国ノ現状ニ鑑ミ洵ニ喫緊ノ要務ナリト認ム故ニ政府ハ先ツ師範学校、中学校、卒業者カ一年志願兵タル資格ヲ有スル官立公

立私立ノ中等学校、官立公立ノ高等学校及大学予科並専門学校(私立学校ハ学校ノ任意)ニ優秀ナル現役將校ヲ配属セシメ学校長ノ指揮監督ノ下ニ教練ノ教授ニ当ラシメムトス而シテ之カ実施ニ関シテハ現行規定ニ依リ体操科教授時数中ニ就キ適當ニ教練ノ時数ヲ按排シ又学校經濟ノ許ス範圍内ニ於テ毎年数日ノ野外教練ヲ行フコトトシ銃器器具ノ他ノ教育資料ハ特ニ軍部ニ於テ之カ便宜ヲ与ヘ且其ノ教授ハ青少年心身發達ノ狀況ヲ顧慮シテ之ヲ行フモノトス尚之カ実施ノ結果トシテ其ノ学校ノ卒業者ニハ学校ノ種類ニ從ヒ相当ニ在營年限短縮ノ特典ヲ附与セシムトス

文部省發普四七七号

(官下)

学校ニ於ケル教練ノ振作ニ関スル施設別紙ノ通文政審議會ヘ御諮詢方御取計相成度

大正十三年十二月十日

文部大臣 岡田良平 印

内閣總理大臣子爵 加藤高明殿

(注記1)

印

(注記2)

「急」

(注記3)

〔未書〕
〔五十三ノ六〕（簿冊内件名番号）

〔大正十三年 公文雜纂 内閣一
賞与及手当 卷一〕
〔2A, 14, 1682〕